

扶養家族に入りたいとき＜必要書類一覧＞

					18歳以上		18歳未満		
1	①	全員必須	被扶養者申請書(増)		○				
	②		健康保険被扶養状況届兼同意書		○				
	③		世帯全員の住民票(原本) (続柄記載あり、マイナンバー省略)※3カ月以内発行分		○				
	④		健康保険証	国保加入中 ----- 上記以外	保険証or資格確認書or資格情報のお知らせ(コピー) ----- 資格喪失証明書(原本)	○			
2	⑤	有	あてはまるもの全て	給与収入がある(アルバイト・パート等)		年収見込額証明書 もしくは 直近3カ月の給与明細(写)			
	⑥			給与以外で収入がある(自営業・家賃・配当収入等)		確定申告書(写)、収支内訳書(写)			
	⑦			年金(老齢・障害・遺族等)収入がある		直近の年金額証明書(写) 十 課税証明書(原本) (年金振込通知ハガキ、年金額改定通知書等)			
	⑧	前年から 無職無収入		課税・非課税証明書(原本)					
	⑨	収入無	申立書＋該当するもの 退職等雇用保険	新たに無職無収入になった		無職・無収入申立書 十 下の該当書類			
	⑩			廃業等	自営業(個人経営等)廃業	廃業届(写)・直近の確定申告・収支内訳明細(写)			
	⑪				失業給付を受給する場合(日額3,611円未満)		雇用保険受給資格者証(原本)(基本手当日額がわかるもの)		
	⑫				基本手当受給終了の場合		雇用保険受給資格者証(支給終了の記載があるもの)(両面の写)		
	⑬				受給延長をする場合(*)		雇用保険離職票1.2(原本)、雇用保険受給期間延長通知(原本)		
	⑭				受給をするが待機および給付制限期間のみ加入の場合(*)		雇用保険離職票1.2(原本)、雇用保険受給資格者証(原本)		
	⑮				求職をしない場合(*)		雇用保険離職票1.2(原本)		
	⑯				雇保非加入だった場合		雇用保険非加入証明書(原本)(退職された会社から発行してもらう)		
	⑰				離職票未発行の場合(*)		雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(原本) (ない場合は雇用保険離職票未発行証明書(原本)を退職した会社から発行してもらう)		
		雇用保険(*)の場合は認定後「確約書」を記入していただきます。また預かりした原本をお返しいたします。							
3	⑱	18歳以上の学生			在学証明書(原本) もしくは 学生証コピー(有効期限掲載面必須)				
	⑲	別居の対象者 (単身赴任、通学による別居の場合は不要)			送金証明 毎月定額を公的機関を通して送金が必要 (連続した3か月分)				
	⑳	外国に滞在中	外国留学中の学生		ビザ、学生証、在学証明書、入学証明書等のコピー				
	㉑		外国に赴任する被保険者に同行する方		ビザ(原則、家族帯同ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写				
	㉒		就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者(観光・保養又はボランティア活動等)		ビザ、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加 同意書の写				
	㉓	その他	配偶者を扶養に入れず、子を扶養に入れる時		配偶者の収入証明				
	㉔		被保険者以外に扶養義務者がいる時		扶養義務者の収入証明				
	㉕	出生の時	母子健康手帳「出生届済証明」のページのコピーのみ (基本、産休・育休中の方は扶養者に、なれません)						
※	※被扶養者資格を認定する権限は健康保険組合にあります。 状況によって、戸籍謄本(原本)、外国人登録証・在留資格(ビザ)・婚姻届け・雇用契約書などのコピー、公的機関の収入証明書(原本)その他、追加で書類提出を求める場合があります。								